

日 時：令和 8 年 8 月 19 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、松谷総務課長、香月参事官、

日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○松谷総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、新保委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第365回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は四つです。

議題 1 「KDD I 株式会社及びインターネットサービスプロバイダに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について一部非公表）

○事務局 それでは、議題 1 の KDD I 株式会社及びインターネットサービスプロバイダに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について説明させていただきます。

事案の概要でございますが、KDD I 株式会社（以下「KDD I」という。）はインターネットサービスプロバイダ向けのメールシステム環境（以下「本件システム」という。）を構築し、プロバイダに対し、メールサービスを提供しております。

令和 8 年 6 月 17 日、本件システムを構成するソフトウェア（以下「本件ソフト」という。）の脆弱性を悪用した不正アクセスにより、本件システムに保存されていた、ユーザーの認証情報である ID（メールアドレス）及びパスワードの漏えいが発覚しました。

漏えいした個人データに係る本人数は、1,223万1,954人であり、うち、平文で保存されていた有効なパスワードは、761万6,173人分でございます。

本件漏えい事態は、漏えいが確認された個人データに係る本人数が約1,223万人と極めて大規模でございます。本件システムは、多数の国民が日常的に利用するプロバイダが提供するメールサービスの基盤であり、生活インフラに関わるサービスに係るものと言えます。また、漏えいした情報にはパスワード（多くは平文で保存されていたもの）が含まれ、当該情報を悪用された場合には、メールの不正閲覧、なりすまし送信、ほかのサービスへのリスト型攻撃等の二次被害が生じるおそれがあり、権利利益の侵害の蓋然性が高いと言えます。

したがって、資料 1 の範囲で公表することとしたいと考えております。

資料 1 を御覧ください。全体で 2 ページ程度のものになっておりまして、まず「事案の概要」として、先ほど御説明した事案の概要と漏えいが生じた件数を記載しております。

て、KDDIのみ社名を公表することとしております。

第2に「当委員会の対応」として記載させていただいております。まずKDDIに対する指導として、攻撃者の侵入後の横展開を防止し、被害の拡大を最小限に抑えるべく多層的に対策を講ずる必要があったと述べた上で、アクセス制御等の措置を十分に講じていなかったもので指導するという旨を記載しております。

2ページに移りまして、一部のプロバイダにつきましてはパスワードが平文保存されていたところ、これらについてはプロバイダ側の事情に起因するものであったため、技術的安全管理措置の不備を指摘する内容としております。

最後に注意喚起でございますが、個人及び団体向けに記載しております。パスワードの使い回しがないか速やかに確認し、使い回しが確認された場合には、強固なパスワードに変更すること、以上の点について、特に個人情報取扱事業者及び行政機関等においては、その点を従業員又は職員に対して周知徹底することを求める内容としております。

議題1につきましては以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○宍戸委員 丁寧な御説明をありがとうございました。

2点お伺いしたい点がございます。

1点目は、KDDIに対する安全管理措置義務違反の不備項目について、認定理由を御説明いただきたいと思います。

○手塚委員長 事務局側、お願いします。

○事務局 御説明させていただきます。

どの項目で指導するかは事案に即して判断しているところでありますが、本件については、事実関係を踏まえ、監視・監督室の評価として技術的安全管理措置に関して指導ということになりました。

○宍戸委員 ありがとうございます。

監視・監督室のこれまでの指導等、違反認定の実例と照らし合わせ、指摘するのが適切であるとお考えになったということですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○宍戸委員 分かりました。その点が確認できたということで、助かりました。ありがとうございました。

2点目は、消費者、メールサービス等の利用者への手当てについては、委員会事務局としてどういった関係機関等との連携を取られる御予定があるのか、教えていただければと思います。

○手塚委員長 事務局、お願いします。

○事務局 こちらについては、公表するとともに、報道機関に対しても公表資料を展開し、

くわえて、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会等の関係機関とも連携しまして、注意喚起を周知していくことを予定しております。

○手塚委員長 ほかの皆様、いかがでしょうか。

○藤井委員 御丁寧な御説明をありがとうございます。よく分かりました。

この指導に関して、問題ないと思うのですが、KDDI以外にもこういったインフラ的なサービスを提供しているところは幾つかあると思います。このようなところへの、いわゆる今回の案件の脆弱性の話やシステム的な話というのは、例えば総務省など省庁や機関等に展開されると考えていいのでしょうか。

○事務局 例えば脆弱性情報については、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）等から適時発信されていますので、各社にてキャッチアップいただけるよう、情報発信がされるものと思います。

○手塚委員長 よろしいですか。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

各委員から重要なポイントが示されたと思いますが、まさにこの知見をどうやって共有するかというのは我々もまだ課題の途中だと思います。個情委が収集した情報を共有する考え方や仕組みをほかの省庁とも併せて考える必要があるかなという気がします。

以上です。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和6年12月25日付け注意喚起後のレセプトデータ等の利活用に関する調査結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について一部非公表）

本事案につきましては、資料2の範囲内で公表することとしたいと考えております。

「1 概要」、「2 地方公共団体における留意点」、「3 行政機関等匿名加工情報を利用する民間事業者における留意点」、「4 おわりに」で構成されておりまして、「1 概要」でございます。レセプトデータ等に関して、「事案の概要」にあるような事案があったことが判明し、それを調査・検討した結果、個人情報保護法上問題となるような点が

あったことを踏まえ、周知するという内容となっております。地方公共団体、地方公共団体の保有個人情報の提供を受ける民間事業者及び行政機関等匿名加工情報を取り扱う民間事業者においては、令和6年注意喚起や本注意喚起に十分留意し、適切に事務や事業を実施していただくような内容となっております。なお書きは、本注意喚起の対象が個人情報保護法第109条第2項第2号に規定する行政機関等匿名加工情報を指しております。

「事案の概要」を1ページから2ページの（１）から（６）でまとめておりまして、さらに、「事案（図）」でまとめております。

3ページでございます。「2 地方公共団体における留意点」につきましては、個人情報保護法第109条第2項の規定や、利用目的の範囲内であることが求められることなどを記載しております。さらに、利用用途が利用目的の範囲内で含まれるべきことを十分に検討すること、個別具体的に判断することが求められること、フィードバックについても記載しておりまして、最後に、各説明責任について負っていることを踏まえ、十分な検討を行うよう記載しております。

4ページの「3 行政機関等匿名加工情報を利用する民間事業者における留意点」につきましては、民間事業者に対しても利用計画、想定される成果について具体的に地方公共団体に説明する必要があること、フィードバックの必要性について記載しております。

「4 おわりに」につきましては、レセプトデータ等の保有個人情報を加工し作成した行政機関等匿名加工情報の利用・提供について、それ自体を否定するものではないことを記載した上で、個人情報保護法第109条第2項第2号の利用目的による制限の重要性や自らが定めた利用目的についての説明責任を念頭に置いた上で、行政機関等匿名加工情報を提供する必要がある旨を記載しております。

最後に、本注意喚起後、本注意喚起の内容が十分に踏まえられていない事案が確認された場合、権限行使を含め対応を検討するとしております。

議題2の説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

○清水委員 どうも御説明ありがとうございます。

令和6年12月注意喚起後、その内容が十分に踏まえられていない事案が確認された場合には、権限行使をすることも考えられるところ、本件は、前回と法的枠組みが一部異なるものの、実態は同じとも言えます。今後も様々なバリエーションのスキームが出てくるとも想定されるということもあり、その意味では、本件は権限行使の対象となり得るものであったかと思えます。ただし、契約時期等の事情も考慮し、今回の注意喚起という事務局案に賛同いたします。

注意喚起の内容ですが、令和6年12月注意喚起においては、3点を留意事項として挙げていました。1点目は利用目的の特定、2点目が利用目的に沿った提供かどうかの検討、成果物がどのように還元されるのかという点も含む検討です。それから3点目として、事

業者との契約内容の十分な検討です。地方公共団体による本件のようなスキームに関わる法令やガイドラインがない中、今後もこの委員会の整理を踏襲していくべきだと考えておりまして、今回の注意喚起はそれに整合しており、妥当なものと考えます。

通常、地方公共団体のレセプトデータ等の保有個人情報の利用目的は、保健事業の計画立案等といった幅広い内容になっている例が多く見られます。そのような漠然とした利用目的だけでは、その求める成果も曖昧になりがちであることから、個別の事業や契約において、可能な限り目的を特定して、還元される成果との関係を明確にするよう指導していただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 事務局、どうぞ。

○安蒜参事官 御指摘ありがとうございます。

レセプトデータ等の利用につきましては、その利用目的や成果を、そのレセプトデータの提供者である住民にできる限り分かりやすく伝えて御理解いただくことが重要と考えています。その考え方を今般の注意喚起でお示ししましたので、その周知と遵守を進めてまいりたいと考えております。

○手塚委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○木田委員 御説明ありがとうございました。

地方公共団体は、行政事務の過程で保有している住民各位の個人情報を厳格に管理して、住民の権利利益を守らなければならないことは言うまでもなく、レセプトデータ等についても取扱いに細心の注意を払う必要があります。今回の注意喚起は時宜を得たものと思っております。一方で、レセプトデータ等は、創薬をはじめとする国民の健康増進のための有効活用が期待され、個人情報の匿名加工など、情報の保護に万全を期した上で、必要な関係者に共有されていくことは推進されるべきであるとも考えます。

今回の事案は、匿名加工等の技術が広がる中で出てきた新しいデータ処理をめぐる法解釈に関わるものであるため、データ保有者、加工者、利用者の三者が、直ちに同じ認識に立つことにはなにくかった事案だと思います。今後、十分な信頼性を持って利活用が進む仕組みの構築や運用の可能性についても、事務局として検討することを期待しております。

以上になります。

○手塚委員長 どうぞ、事務局。

○安蒜参事官 御指摘ありがとうございます。

個人の権利利益を保護しながら個人情報の利活用を進めることは、大変重要な課題だと認識しております。御指摘を踏まえまして、事務局として必要な対応を検討してまいります。

○手塚委員長 ほか、どうぞ。

○藤村委員 御説明ありがとうございます。

今回の注意喚起に関しての施策について、問題ないと認識しております。

このようなレセプトデータ等を活用するために行政機関等匿名加工情報を使うというこの仕組みが、今後もより良い形で成長していくことを期するために、コメントさせていただきたいと思います。

利用目的の範囲の検証については、地方公共団体への事業者等からの報告・フィードバックが、非常に大切な手段であると理解しております。これは、令和6年注意喚起の趣旨も踏まえているものと認識しています。そこで、本注意喚起の趣旨を、ほかの事業者にも是非広く理解していただきたいと考えております。そういった働きかけを当委員会から積極的に行っていただくことで再発を防止していきたい。その上で、しかるべきタイミングを捉えて、行政機関向けのガイドラインや事務対応ガイドなどにおいて、具体的な手段や報告、フィードバックを受けること等を、各プレーヤーに示していただければと思っております。そうしたことにより、利用目的の範囲の検証の重要性の再認識につながっていくと考えております。

以上になります。

○安藤参事官 御指摘ありがとうございます。

まずは本注意喚起をまとめさせていただきまして、その周知をしっかりと進めてまいりたいと思います。その上で状況を把握しながら、必要な対応は検討してまいります。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録及び議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題3のオプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について、資料3-1を使って説明します。

初めに、1ページの調査の概要になります。調査の目的は、個人情報保護に関する法律第27条第2項に基づく届出を行った事業者、オプトアウト届出事業者の法的義務の履

行状況等を確認するため、令和４年度にも同様の調査を実施しています。

調査方法は、全てのオプトアウト事業者に調査票をメール送付して実施しており、任意調査となっています。

調査事項は、事業者の属性等、個人データの取得、第三者から提供を受けた記録などを調査しています。

調査対象は、令和７年１１月末現在で登録のある法人・個人２６１者、調査実施期間は令和８年１月８日から２月２０日まで、回収状況は１８７者から回答があり、回収率は７１．６％です。

つづきまして、調査結果の概要です。２ページの「１．オプトアウト届出事業者の属性等」ですが、オプトアウトで実施している事業で最も多かったのは、「顧客のニーズに応じた属性情報を記載したデータベースの提供」で、約６割でした。

つぎに、３ページの「２－１．第三者に提供することを目的として保有している個人情報の本人数」ですが、１,０００人超が約７割で、１,０００万人超も約１割ありました。一方、保有なしは約２割で、理由は、届出自体はしたが事業を開始していない、既に事業の実施を終了しているなどでした。

つぎに、「２－２．第三者に提供する個人データの取得方法」ですが、ほとんどの事業者は書籍やホームページ、官報などの一般に公開されている情報から取得していました。

つぎに、４ページの「３．提供データが、法第２０条第１項（適正な取得）に違反したものでないことの確認方法」ですが、法人が自社の情報を掲載していることや官公庁の公表情報であることをもって確認している、利用規約や契約書等により確認しているなどの回答が多くありました。一方、単にガイドラインに基づき適正に取得しているなど不明確な回答もあったため、必要な確認等を行うよう注意喚起を行いたいと考えています。

つぎに、「４－１．第三者からの個人データの提供の有無」ですが、提供を受けているのは約１割と少なく、多くは公表情報を含め自ら取得したものを提供していました。また、提供を受けている事業者はほぼ全てで提供元がオプトアウト届出事業者でないことを確認していました。

つぎに、５ページの「４－２．第三者から個人データの提供を受けている場合の取得の経緯の確認」ですが、提供を受けている全ての事業者が取得経緯を確認しており、具体的には契約書面やプライバシーポリシー、利用規約等により確認していました。

つぎに、「４－３．第三者から個人データの提供を受けている場合の本人確認手続等」ですが、提供を受けている全ての事業者が本人確認を実施していました。具体的には、個人の場合は身分証明書の写しの提示を求め、法人の場合はホームページなどで実在確認を行い、担当者には名刺や法人の代表者への確認等を行っていました。なお、本調査では特段問題は見受けられませんが、法に基づく義務のため、引き続き確認の徹底を図る観点から注意喚起を行いたいと考えています。

つぎに、６ページの「５－１．オプトアウトによる個人データの提供件数（対法人）」ですが、令和７年中の提供件数は０件が最も多い一方、１０万件超の事業者もありました。

つぎに、7ページの「5-2. オプトアウトによる個人データの提供件数（対個人）」ですが、法人と同様に0件が最も多く、提供実績についても法人と比較して少数となっています。

つぎに、「5-3. オプトアウトによる個人データの提供内容」ですが、対法人、対個人を含めて氏名、住所、電話番号などの基本情報のほか、経歴情報やSNS関連情報、顔画像等の回答がありました。

つぎに、8ページの「6. 提供先に対する本人確認手続等」ですが、本人確認手続等を行っているのが約6割で、令和7年中に提供実績がある事業者では約7割となっています。具体的には登記情報やホームページ、法人番号により法人の実在確認を行うとともに、名刺や会社訪問等により担当者の所属や権限確認をしていました。一方で、本人確認手続等を行っていない事業者も一定数いるため、提供するデータの内容等も踏まえ、必要に応じて本人確認手続等を行うよう注意喚起を行いたいと考えています。

つぎに、9ページの「7. 提供先に対する利用目的の確認」ですが、利用目的の確認を行っているのが約7割で、令和7年中に提供実績がある事業者では約9割となっています。具体的には、利用目的の聴取、事業内容等の確認、利用規約や契約において不適切利用の禁止を規定していました。一方、本人確認手続等と同様に、利用目的の確認を行っていない事業者も一定数いるため、提供するデータの内容等に応じて利用目的等を確認するよう注意喚起を行いたいと考えています。

つぎに、10ページの「8. 届出事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことについて」ですが、本人の求めに応じて第三者提供の停止を行った事業者は、約2割でした。また、届出事項の本人通知又は本人が容易に知り得る状態に置くことは、ほぼ全ての事業者が何らかの形で対応しており、ホームページに掲載しているとの回答が多くありました。ガイドラインでの「本人が容易に知り得る状態」とは、「本人が知ろうとすれば時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態」とされており、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならないところ、回答の中には、単にホームページに掲載しているなどの具体性のないものがありました。そのため、適切な対応を行うよう注意喚起等を行いたいと考えています。

つぎに、12ページの「9. データクレンジングについて」ですが、データクレンジングを実施しているのは約6割で、うち1割が外部事業者を利用していました。また、実施事業者のうち約2割が新たな個人情報の項目の追加を行っていました。

つぎに、13ページの「今後の対応」についてですが、本件調査では、具体性がない回答や無回答の事業者もあり、適切な対応を行っているか不明確な点もあるため、注意喚起等を行いたいと考えています。また、事業者への追加調査を行い、必要に応じて法に基づく権限行使も検討したいと考えています。

つづきまして、オプトアウト事業者に対する注意喚起文につきまして、資料3-2を使って説明します。

本件調査を踏まえ、先ほど説明しました注意喚起等をするものとして、提供データの適切な取得、提供先に対する利用目的等の確認や本人確認手続等、届出事項の本人通知や容易に知り得る状態に置くことについて、参考事例やガイドラインの規定を示し、適切に対応するよう記載しています。

また、一部のホームページにおいて、第三者提供の停止の求め等に対しても手数料を徴収するような印象を与えかねない記載があったため、必要に応じて修正等の対応をするよう記載しております。

また、その他として、届出事項について変更があった場合や個人データの提供をやめた場合などは、当委員会に適切に届出が必要である旨も記載しています。

本件につきましては、本日の委員会で決定いただければ、各オプトアウト届出事業者に送付するとともに、当委員会のホームページに掲載したいと考えています。

議題3の説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願います。

○清水委員 今回の調査は、令和5年の調査に続いて、2度目の調査と聞いております。令和8年改正法で、オプトアウトに係る規律が厳しくなる予定であることも考慮しますと、現時点で調査結果に基づく注意喚起を行うことは適切だと考えます。

また、前回、未回答や回答の不十分な先を報告徴収・立入検査した結果、特殊詐欺グループ等に関連する事業者が特定された実績もあることから、今後、この調査結果を有効活用して、追加調査をしていただきたいと考えています。

注意喚起の4について、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することが法令に規定されていますが、過去の諸案件を見ますと、自らの個人情報名簿屋によって提供されていること自体を認識していないと思われるケースも多いと見受けられます。法令では、オプトアウト届出事業者は、届出事項を本人に通知、あるいは本人が容易に知り得る状態に置くこととされているところ、今回の調査結果では、自社のホームページに掲載しているという回答が多かったということでございますが、回答の中には具体性がないものがあったとも聞いております。ガイドラインで定める、本人の求めを受け付ける方法、例えば、ホームページ上の指定フォームや電話番号等が明確に記載されて、本人が第三者提供の停止の求めを適切にできるようになっているかどうかも含めて、今後確認していただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○藤井委員 ありがとうございます。

任意回答とはいえ、回収率が71.6%ということは、74の事業者・個人からは何も出てきていない。ここについては事務局としてどう考えておられるのですか。

○事務局 今回の調査は、前回よりも、調査対象の母数が増えているというところがございます。また、この調査を依頼する中でも、既にオプトアウトによる第三者提供を行う目的として実施している事業を終了しているという回答もございました。それ以外の回答のない団体につきましては、今後、追加調査等を行う中で、状況の把握等に努めていきたいと考えております。

○藤井委員 是非お願いします。

○手塚委員長 ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて御説明します。

資料4-1の2ページ目を御覧ください。今回、第6回目となるG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルが、6月25日から26日にかけて、フランスのパリにおいて、フランスのデータ保護・プライバシー機関である情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の主催により開催されました。本ラウンドテーブルには、G7各国の委員長級が出席し、オンラインにおけるこどもの保護と年齢認証について議論したほか、DFFT、先端技術及び執行協力の各作業部会における成果等について議論を行いました。

そのほか、G7データ保護・プライバシー機関以外の参加者として、フランスの研究者2名から、AIやデータガバナンスに大きな影響を及ぼす言語処理やデータサイエンスについての最新の研究動向について講演が行われたほか、フランス人工知能担当大使より、G7首脳会議及びデジタル・技術大臣会合の成果について報告がありました。

また、OECD等の関連国際機関等の代表者とも、それら国際機関等の取組とG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの取組とはどのように重複を避け、シナジーを生み出すことができるのかについて議論を行いました。

本会合の成果文書としては、コミュニケ及びプライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明のほか、昨年からの先端技術作業部会において議論されていた、インターネットに接続された家庭用機器とこどものプライバシーに関する共同文書が採択されました。

本会合に加え、「その他」に記載のとおり、24日にC N I Lが本ラウンドテーブルのサイドイベントとして「プライバシー・リサーチ・デー」を開催しました。当イベントは、様々な分野の研究者や学術関係者を招いて規制当局との対話を行うものであり、当委員会も「G 7 Data Protection Authorities “Research” Roundtable」と題したセッションに登壇し、学術研究コミュニティとの連携状況及び学術研究内容を実際の執務に活用した事例について紹介しました。

3 ページ目に、G 7 各国のD P A委員長級の出席者を紹介しております。

4 ページ目には、本ラウンドテーブルで採択されましたコミュニケ及び各作業部会の取組概要を記載しております。コミュニケについては、昨年に引き続き、主にD F F T、先端技術、執行協力の三つの作業部会の取組について述べています。このうち、当委員会がアメリカ連邦取引委員会（F T C）と共同議長を務める執行協力作業部会について、若干補足いたします。当委員会が主導して作成し、昨年12月にオンラインで開催されたフォローアップ会合において採択された執行事例共有フォーマットについて、当該フォーマットを作成した経緯及び目的とともに、G 7 各D P AがG P A等のほかのフォーラムに具体的に伝播していく方法等について確認しました。さらに、当該フォーマットを用いたレポジトリの構築について議論し、今後、当委員会主導でパイロット版レポジトリを構築・運用し、G 7 D P A内で実際に情報共有を行うなどの取組が歓迎され、コミュニケにおいても記載されております。

来年、2027年の第7回ラウンドテーブルは、アメリカF T Cが議長国を務め、米国で開催される予定です。

つづいて、5 ページ目を御覧ください。本ラウンドテーブルの声明として採択された「プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明」の概要を記載しております。年齢認証については、例えばデジタル環境におけるこどもの保護において、その有用性を認識する一方、無差別な年齢認証技術の使用は個人の権利と自由に対して重大なリスクをもたらす可能性があることを意識した内容となっています。今後もG 7 D P A内での情報交換、ほかの国際フォーラムにおける議論への貢献方法の検討のほか、他の規制当局との関与を継続することに合意しました。

ただいま御説明しましたコミュニケ及びプライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明の原文及び仮訳を、資料4－2以下として提出しております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

よろしいですか。

それでは、私から一言、申し上げたいと思います。実は、私も参加する予定でございましたが、国会審議の関係がございまして、この会議には参加を見送ったという経緯がございます。その後、参加したメンバーに向こうでしっかり対応していただきまして、今、報

告がありました。報告を踏まえ、私からも2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

まず第1に、当委員会とアメリカF T Cが共同議長を務める執行協力作業部会において、当委員会が主導して昨年12月に採択された執行事例共有フォーマットに係る議論が進展しているということの報告を受けまして、大変喜ばしく思った次第でございます。同フォーマットは、現在、昨年のラウンドテーブル議長国であるカナダのプライバシーコミッショナーオフィスの公式サイトにおいて公表されておりますが、今後、G 7 D P Aが、G P AやA P P A等のほかのフォーラムに向けて展開していくこととなります。また、同フォーマットを用いてG 7 D P Aの間で公開された執行事例を集積するためのレポジトリを構築することとなりました。G 7内で効果的に情報共有できるよう、引き続き本取組において主要な役割を果たしていければと考えています。

第2に、年齢の認証についてのコメントとなります。年齢認証は、近年国内外で注目されているオンラインにおけるこどもの保護に関連する重要なテーマです。先の第221回国会において、16歳未満の者が本人である場合に関する新たな規律を個人情報保護法に新設する改正法が可決されました。そのため、今後我が国においても、オンラインサービスを提供するに際して、デジタルの世界で年齢を確認し認証する方法についての議論を避けて通ることはできません。

そうしたところ、第6回G 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて採択された「プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明」は、確実に年齢を確認し認証をすることの要請と緊張関係にある個人情報又はプライバシー保護の要請について論ずるものであり、重要な意義を有するものと考えます。そのため、当該声明の内容及び当該声明において言及された先行的取組も大いに参考にしつつ、年齢認証の在り方について検討してまいりたいと思います。

引き続きG 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける取組に積極的に関与していきたいと思います。

以上です。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。